答申第４５号（諮問第６２号）

答　申

１　審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成１５年３月７日から平成２１年３月３１日までの○○○○に係る児童記録票」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成２４年２月６日付けで行った部分開示決定のうち、別表２に掲げる部分については開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

２　異議申立て及び審査の経緯

（１）異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１５条第２項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童Ａ」という。）の法定代理人として、実施機関に対し平成２３年１２月９日付けで○○児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「○○児童相談所における平成１５年３月７日から平成２１年３月３１日までの○○○○に係る児童記録票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第２１条第１項の規定に基づき、平成２４年２月６日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（２）申立人は、行政不服審査法に基づき平成２４年２月２０日付けの異議申立書により、実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（３）当審査会は、本件異議申立てについて、平成２４年３月１６日付けで実施機関から条例第４１条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

（４）当審査会は、本件異議申立てについて、平成２４年５月１日付けで申立人から意見書の提出を受けた。

（５）当審査会は、本件異議申立てについて、平成２４年７月２６日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

（６）当審査会は、本件異議申立てについて、平成２４年８月２日付けで申立人から意見書の提出を受けた。

（７）当審査会は、本件異議申立てについて、平成２４年１１月２７日、実施機関からの意見聴取を行った。

３　申立人の主張の要旨

（省略）

４　実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

（１）児童Ａは、平成○○年○○月○○日を含め、○○○○○○○○○○○○○○○○。家庭において○○○○○○○○○事実から、申立人夫婦の児童Ａに対する養育・監護が不適切であったと認められる。児童相談所は、児童Ａの当時の主治医の助言も踏まえ、平成○○年○○月○○日、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に施設入所の措置をとった。

（２）医学的所見を踏まえると、申立人が児童Ａに係る情報を得ようとすることは、児童Ａを支配する動きの延長線上に位置するものであり、現在もなお申立人に知られるのではないか、いつか知られるのではないかとの不安や恐怖を抱えている児童Ａの心身の安全を脅かすものとなると考えられる。申立人による「過去の記録の開示がなぜ児童Ａの権利利益を害するのか具体的な説明がなく、根拠のない不当な不開示決定と言わざるを得ません。」との主張は、申立人による開示請求がいかに児童Ａの権利利益を害するかを申立人自身が理解していないことを物語っているものと言わざるを得ない。

（３）以上の事情を考慮し、実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、開示することにより児童虐待の被害者である未成年者の治療を妨げるなど児童Ａの権利利益を害するおそれのある部分について、条例第１７条第２号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

５　審査会の判断

（１）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成１５年３月７日から平成２１年３月３１日までの○○○○に係る児童記録票」に記載された保有個人情報である。児童記録票は、児童Ａに関する総合的なファイルであり、児童Ａの取扱経過記録と関係資料から構成されており、その全てが児童Ａに関して作成された児童Ａの個人情報である。

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について条例第１７条第２号に該当するとして不開示とする本件処分を行っているので、不開示部分の条例第１７条第２号該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

（２）条例第１７条第２号該当性について

ア　条例第１７条第２号は、「第１５条第２項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そのため、本件対象保有個人情報が条例第１７条第２号の不開示情報に該当するというためには、法定代理人である申立人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Ａの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

イ　当審査会における申立人及び実施機関の主張によれば、児童Ａについては、○○○○○○○○○○○○事実及び○○○○○○○○○○○○に入所している事実が認められる。

そして、本件開示請求は、条例第１５条第２項の規定に基づき法定代理人が本人に代わって開示請求をしたものであるが、かかる場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要があり、また、法定代理人の開示請求権はあくまで子の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、児童Ａの症状から、本件対象保有個人情報の開示が今後の治療に支障を来したり、児童Ａの症状の悪化をもたらすことが予想される場合には、本件対象保有個人情報は、児童Ａの権利利益を害するおそれがある情報に該当すると解することが適当である。

ウ　本件対象保有個人情報のうち、別表１に掲げる部分には、児童Ａに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

ところで、上記イのとおり、児童Ａについては、○○○○○○○○○○○○事実及び○○○○○○に入所している事実が認められる。かかる事情を考慮すれば、児

童Ａは安定した環境の下での○○○○○○○○○○を必要としていると認められるところ、別表１に掲げる部分に記載された児童Ａに対する実施機関の保護業務に関する具体的な情報が開示された場合、安定した環境に変更を生じるおそれがあり、その結果、児童Ａの精神的及び情緒的不安定を招き、児童Ａの今後の治療に支障を来したり、児童Ａの症状の悪化をもたらすことが予想される。

したがって、別表１に掲げる部分については、開示することにより児童Ａの権利利益を害するおそれが認められるので、条例第１７条第２号の不開示情報に該当する。

エ　しかしながら、別表２に掲げる部分については、上記ウの児童Ａに対する実施機関の保護業務に関する具体的な情報とは異なり、開示しても直ちに安定した環境に変更を生じるおそれはなく、児童Ａの今後の治療に支障を来したり、児童Ａの症状の悪化をもたらすとはいえないことから、児童Ａの権利利益を害するおそれは認められない。

したがって、条例第１７条第２号に定める不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

（３）申立人のその他の主張について

ア　申立人は、平成１５年３月７日から平成１９年４月３０日までは、児童Ａが児童養護施設に入所していた期間であり、この期間の記録は児童Ａの治療とは全く関係がない旨主張する。

しかし、上記（２）ウで述べたおそれは、いかなる時期の情報であるかに関わらず認められるので、かかる主張は採用しえない。

イ　申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（４）結論

以上のことから、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

礒野　弥生、土田　伸也、野崎　正

審査会の経過

年　月　日	内　容
平成２４年　３月２３日	諮問を受ける（諮問第６２号）
平成２４年　３月２３日	実施機関から理由説明書を受理
平成２４年　５月　１日	申立人から意見書を受理
平成２４年　６月２８日	審議
平成２４年　７月２６日	申立人による意見陳述及び審議
平成２４年　８月　６日	申立人から意見書を受理
平成２４年　９月２５日	審議
平成２４年１０月２５日	審議
平成２４年１１月２７日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成２４年１２月２０日	審議
平成２５年　１月１７日	審議
平成２５年　３月２９日	答申

答申第４５号（諮問第６２号）別表１

（省略）

答申第４５号（諮問第６２号）別表２

（省略）